

令和5年度当初予算要望 要望項目（回答有り）

1 教職員給与・諸手当等の改善について

- (1) 教育現場に優れた人材を確保するため、人材確保法の趣旨を尊重するとともに、教育専門職としてふさわしい給与体系となるよう、月例給及び期末勤勉手当、地域手当等を改善すること。

人材確保法の趣旨は重要なものであると認識しています。また、給与の改善については、人事委員会勧告（報告）を尊重する基本姿勢に変わりはありません。

- (2) 特殊業務手当の更なる増額と支給要件の拡大を図ること。特に部活動指導手当の増額、合同部活動手当（仮称）や免許外教科指導手当（仮称）の新設等、業務に従事した内容に応じて、手当を支給すること。

人事委員会勧告（報告）を尊重する基本姿勢に変わりはありません。また、部活動指導手当の増額、新たな手当の新設等については、国や他県の動向を注視してまいります。

- (3) 共同学校事務室及び事務グループのリーダーには、職責に見合った権限と手当を支給すること。

共同学校事務室及び事務グループのリーダーに対する職責に見合った権限や手当については、市町村教育委員会と連携しながら研究してまいります。

2 教育環境の改善について

- (1) 統合型校務支援システムの課題を改善するために、必要な予算を確保すること。

統合型校務支援システムの課題を改善することについて研究してまいります。

- (2) GIGA スクール構想を円滑に進めるために、必要な予算を確保すること。

国の動向を注視しつつ、市町村教育委員会に適切に対応していただくよう周知してまいります。

- (3) 小学校高学年における教科担任制の推進、専科指導を充実させるための教員配置の改善を求める。また、週担当時間数減が実現する正規教員の人的配置を前提とすること。

教科担任制については、国の動向を注視しつつ、教師の負担軽減等も含め、研究を進めてまいります。

教員の人的配置については、今年度研究加配校を増やし、専科加配を増員配置しておりますが、引き続き専科加配の充実を国に要望してまいります。

3 勤務条件の改善について

- (1) 児童生徒の学びの保障及び新型コロナウイルス感染症対策として、徳島県学びサポーター、教員業務支援員の配置がさらに促進されるよう予算補助を拡充するとともに、人材の確保についても市町村教育委員会と連携を図ること。

徳島県学びサポーターについては、希望する市町村に配置を進めてきたところです。今後も継続して配置できるよう努めてまいります。

教員業務支援員については、本年度配置拡大を実現しておりますが、更なる配置拡大に向け、市町村教育委員会の積極的な活用を働きかけているところです。

人材の確保については、市町村教育委員会のみならず大学等とも十分に連携してまいります。

(2) 徳島県における食に関する指導の充実のため、栄養教諭の計画的採用を行うこと。

栄養教諭の採用については、学校や地域の状況及び今後の食数や退職者数等も考慮しながら、計画的に実施してまいります。

(3) きめ細やかな支援を継続し、子どもたちの健康課題に対応するために、養護教諭の複数配置の更なる拡充を進めること。

養護教諭の複数配置については、各校の現状に対応した配置を行っているところであり、今後とも努力してまいります。養護教諭の複数配置基準の緩和については、引き続き国への要望を行ってまいります。

(4) 徳島県独自の 30 人学級や県独自に再任用を枠外配当する等により、安定的に教職員を確保するため、正規採用候補者の増員を図ること。

正規採用候補者数については、定年延長も視野に入れて適切に対応してまいります。

(5) 中学校における免許外担当教科解消のため教諭加配を行うこと。

中学校の免許外教科担任の解消については、重要な課題として受けとめ、加配措置、非常勤講師の派遣など、その解消に努めているところです。エリアティーチャーとして複数校に兼務をかけた取組を行い、研究を進めているところです。

(6) 人事記録カードの電子化実現に向けて、市町村教育委員会と連携を図ること。

人事記録カードの電子化については課題が多数ありますが、実現に向けて検討してまいります。

4 国への働きかけについて

(1) 義務教育諸学校の標準法を中学校においても早急に改正し、教職員定数のさらなる改善を図るよう国に働きかけること。

教員定数の改善については、あらゆる機会を通して、国に要望しているところです。

以 上